

# 高森中学校 P T A 会則

## 会 則

(名称・事務局)

第 1 条 本会は仙台市立高森中学校 P T A と称し、事務局は同校内に置く。

(会員)

第 2 条 本会は高森中学校に在学する生徒の保護者および教職員をもって組織する。

(目的)

第 3 条 本会は教師と保護者の協力により、家庭と学校及び社会における生徒の幸福な成長を図ると共に自らその自覚を高めることを目的とする。

(会員の権利と義務)

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主団体とし、会員は全て平等の権利と義務を有する。

(方針)

第 5 条 本会の運営方針は次の通りとする。

- (1) 生徒、青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為をしてはならない。
- (3) 学校問題について討議し協力するが、直接学校の運営管理や教員の人事に干渉はしない。

(活動)

第 6 条 本会は本会の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭の緊密な連絡により、生徒の人間性豊かな成長を助ける。
- (2) 教育施設、及び教育環境の整備に努める。
- (3) 会員相互の研修及び親睦を図る。
- (4) その他、会の目的を達成するために必要な活動を行う。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1 名
- 副会長 2 名
- 事務長 1 名
- 総務 3 名 (うち教職員 1 名)
- 会計 1 名

(選出)

第 8 条 本会の役員は、規程に定める役員候補者推薦委員会の推薦により選出し、総会の承認を要する。但し、事務長は教頭をもってこれにあてる。

(任期)

第 9 条 本会の役員の任期は、定期総会から翌年度の定期総会までとする。但し、再任を妨げない。欠員が生じた場合は、運営委員会において後任者を決定する。補欠により就任した場合は、その残任期間とする。

(任務)

第 10 条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 事務長は、本会の事務を総括する。
- (4) 総務は、役員会、運営委員会の議事を記録し、庶務を司る。
- (5) 会計は、予算に基づいて、会計事務を処理する。

(顧問・参与とその任務)

第 11 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 顧問及び参与は、総会にはかつて会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- (3) 参与は、本会の会務に参与する。

(監事)

第 12 条 本会の会計を監査するため、3名の監事を置き、うち1名は教職員から、1名は前年度会計担当者からとし、任期は1年とする。但し、前年度会計担当者の生徒が在籍しない場合は、前年度事務局より1名選出する。

- (1) 監事は、第8条に準じて選任する。
- (2) 監事は、必要に応じて役員会、運営委員会に出席できる。
- (3) 監事は、監査状況を総会に報告する。

(総会)

第 13 条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

- (1) 総会は定期総会、及び臨時総会とする。
- (2) 定期総会は4月とする。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の五分の一以上の要求があったときに開催する。
- (3) 総会は全会員の三分の一以上の出席(委任状を含む)を以て成立する。
- (4) 総会の議事は、出席者の過半数の同意で決まる。可否同数の場合は議長がこれを決する。
- (5) 総会には、次の事項を付議する。
  - ① 計画及び事業報告
  - ② 予算、決算の報告
  - ③ 会則の改正
  - ④ 役員の変更
  - ⑤ その他、特に必要な事項

(役員会)

第 14 条 役員会は、役員を以て構成し、会長が招集して会議の運営にあたり職務は次の通りとする。

- (1) 総会又は運営委員会で議決した事項に関すること
- (2) 総会又は運営委員会に関する事項
- (3) その他、この会の運営に関する事項

(運営委員会)

第 15 条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関で会長が招集する。

- (1) 運営委員会は、役員、各学年委員、広報委員、健全育成委員、推薦委員の代表者を以て構成する。
- (2) 会務の企画、執行及び運営について協議する。
- (3) 運営委員会には、次の事項を付議する。
  - ① 総会から委任された事項
  - ② 総会に付議する事項
  - ③ 規程の制定及び改正
  - ④ 会費の増額を伴わない予算の補正
  - ⑤ その他の事項

(会費)

第 16 条 本会の会員は、会費を納める義務がある。

- (1) 本会の経費は、会費及びその他の収入を以てこれにあてる。
- (2) 会費は校納金と併せて会員から徴収する。
- (3) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

# 規 程

## 学年委員会規程

- 第1条 本会に学年委員会を置く。
- 第2条 各学年委員会は、各学年より選出された学年委員9名及び学級担任、学年主任を以て組織する。
- 第3条 各学年委員会に学年委員長1名、副学年委員長1名を置く。
- 第4条 学年委員会は、次の事項を企画、実施する。
- (1) 教育環境の整備、充実に関すること
  - (2) 講演会、研修会に関すること
  - (3) その他、他の委員会に属さない事項

## 広報委員会規程

- 第1条 本会に広報委員会を置く。
- 第2条 広報委員会は、各学年より2～3名ずつ選出された6～9名と、学校が推薦する教職員若干名を以て組織する。
- 第3条 広報委員会に、委員長1名、副委員長2名（うち教職員1名）、会計1名を置く。
- 第4条 広報委員会は、次の事項を企画、実施する。
- (1) 広報誌の編集に関すること
  - (2) その他、広報に関すること

## 健全育成委員会規程

- 第1条 本会に健全育成委員会を置く。
- 第2条 健全育成委員会は、各学年より2～3名ずつ選出された6～9名と、学校が推薦する教職員若干名を以て組織する。
- 第3条 健全育成委員会に、委員長1名、副委員長1名、会計1名を置く。
- 第4条 健全育成委員会は、次の事項を企画、実施する。
- (1) 生徒の健全育成に関すること
  - (2) 高森中学校区健全育成に関すること
  - (3) 青少年指導、巡回に関すること

## 役員候補者推薦委員会規程

- 第1条 会則第8条に基づき、役員候補者を推薦するために、役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を設ける。  
推薦委員会が選出した候補者のみが、総会の承認による役員に選任される資格を有する。
- 第2条 推薦委員会の構成は次の通りとし、総会で役員が選任されると同時に推薦委員会を解散するものとする。
- (1) 各学年より2名ずつ選出された委員
  - (2) 教職員より選出された1名の委員
- 第3条 推薦委員会の委員の互選により委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名を置く。
- 第4条 推薦委員会は、会員、又は新会員予定者から自薦、他薦を含めて広く候補者を求め、その中から各役職別に定員数の候補者を選出する。役員及び監事の候補者の選出に関する一切を推薦委員会に一任する。候補者を選出できなかった場合は、新一年生を含む各学年より2名を推薦する。
- 第5条 推薦委員会は、役員候補者を選出し発表する前に、本人の同意を得ておかなければならない。
- 第6条 本規程は、運営委員会において、構成員の三分の二以上の賛成により改正することができる。

## 臨時委員会規程

第1条 この規程は、運営委員会では賄いきれない事象がおきた場合に限り適用するものである。

第2条 臨時委員会の設置及び構成委員については、運営委員会に諮る。

第3条 臨時委員会は、その任務が終了次第解散する。

## 旅費規程

第1条 この規程は、役員又は会員が代表して、研修会や役員会等に参加した場合に限り適用するものである。

第2条 旅費支給の基準を次の通りとする。

- (1) 電車・バス等の最短交通費の実費を支給する。
- (2) 自家用車・自転車等を利用した場合は、公共交通機関を利用した場合に換算して支給する。
- (3) その他、特に必要な場合は、運営委員会で決定する。

## 慶弔規程

第1条 本会は、会則第5条の主旨に則り、会員等が次に該当した場合、本規程により、慶弔の意を表す。

- (1) 会員、生徒死亡のとき 金 10,000 円
- (2) 会員が火災、風水害により、被害があったとき 金 3,000 円
- (3) その他、会長が必要と認めたとき。  
(緊急を要する場合は、会長、事務長、会計が協議して決定し、後日役員会に報告する)

付則 この会則は、平成2年4月1日より施行する。  
この会則は、平成4年4月25日より施行する。  
この会則は、平成7年4月15日より施行する。  
この会則は、平成13年4月21日より施行する。  
この会則は、平成15年4月28日より施行する。  
この会則は、平成18年4月26日より施行する。  
この会則は、平成24年4月21日より施行する。  
この会則は、平成25年1月16日より施行する。  
この会則は、平成26年11月4日より施行する。  
この会則は、平成30年1月25日より施行する。  
この会則は、令和4年1月19日より施行する。  
この会則は、令和5年4月25日より施行する。